

No 31	北九州市印鑑条例の一部改正について (総務市民局市民部区政推進課)
<p>通信端末機器による印鑑登録証明書の交付に係る手数料の特例の適用期限を延長するため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 通信端末機器による印鑑登録証明書の交付に係る手数料の特例の適用期限の延長</p> <p>店舗等に設置されている通信端末機器による印鑑登録証明書の交付に係る手数料を引き下げる特例の適用期限を令和8年3月31日まで延長する。</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>	

No
32

北九州市手数料条例の一部改正について

(財政・変革局財務部財政課)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査に係る手数料を設定する等のため、関係規定を改めるもの

1 建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査等に係る手数料の設定等

手数料を徴収する事務	現行		改正後	
特定建築行為に係る確認	(新設)		1件につき7,000円～64,000円	
建築物エネルギー消費性能適合性判定	一戸建て住宅・共同住宅等	(新設)	一戸建て住宅・共同住宅等	1件につき5,000円～309,000円
	非住宅建築物	1件につき93,000円～925,000円	非住宅建築物	1件につき10,000円～961,000円
建築物エネルギー消費性能基準に係る完了検査	一戸建て住宅・共同住宅等	(新設)	一戸建て住宅・共同住宅等	1件につき1,000円～15,000円
	非住宅建築物	1件につき5,000円～23,000円	非住宅建築物	1件につき4,000円～23,000円
低炭素建築物新築等計画の認定	一戸建て住宅	1件につき5,000円～37,000円	一戸建て住宅	1件につき5,000円～42,000円
	共同住宅等の住戸部分・共用部分	1件につき5,000円～622,000円	共同住宅等	1件につき10,000円～309,000円
	非住宅建築物	1件につき10,000円～957,000円	非住宅建築物	1件につき10,000円～961,000円
建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	1件につき5,000円～925,000円		1件につき5,000円～961,000円	
建築物エネルギー消費性能に係る認定	1件につき5,000円～925,000円		(廃止)	

(次頁に続く)

(続き)

2 建築確認申請に対する審査等に係る手数料の額の適正化

手数料を徴収する事務	現行	改正後
建築物に関する確認申請	1件につき9,000円 ～510,000円	1件につき9,000円 ～536,000円
建築設備に関する確認申請	1件につき3,000円 ～11,000円	1件につき5,000円 ～23,000円
工作物に関する確認申請	1件につき5,000円 ～10,000円	1件につき8,000円 ～17,000円
建築物の工事の完了検査	1件につき13,000円 ～430,000円	1件につき19,000円 ～430,000円
建築設備の工事の完了検査	1件につき8,000円 ～15,000円	1件につき20,000円 ～30,000円
工作物の工事の完了検査	1件につき11,000円	1件につき20,000円
特定工程に係る建築物の工事の完了検査	1件につき12,000円 ～410,000円	1件につき16,000円 ～410,000円
特定工程に係る建築物の工事中間検査	1件につき12,000円 ～350,000円	1件につき19,000円 ～350,000円

3 建築物に関する確認申請又は計画通知に対する審査等における区分の変更

現行	改正後
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

4 施行期日

令和7年4月1日

<p>No 33</p>	<p>北九州市ボートレースによる未来のまちづくり投資基金条例について (財政・変革局財務部財政課)</p>
<p>モーターボート競走事業の収益金を活用し、まちの成長及び発展に資する公共施設の付加価値を高める整備事業等の財源の確保を図るため、北九州市ボートレースによる未来のまちづくり投資基金を設置するもの</p> <p>1 条例の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 設置 (第1条) (2) 基金の積立て (第2条) (3) 管理 (第3条) (4) 運用益金の処理 (第4条) (5) 繰替運用 (第5条) (6) 処分 (第6条) (7) 委任 (第7条) <p>2 施行期日</p> <p>令和7年4月1日</p>	

No 34	北九州市市税条例及び北九州市宿泊税条例の一部改正について (財政・変革局税務部税制課)
----------	--

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの

- 1 条例に引用する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定の条項ずれに伴う規定の整備

現行	改正後
第2条第15項	第2条第16項

- 2 施行期日

令和7年4月1日

<p>No 35</p>	<p>北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について (保健福祉局地域共生社会推進部保護課)</p>
<p>救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、救護施設等の職員の配置基準に管理栄養士を追加するため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 救護施設及び更生施設に配置すべき職員のうち、「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」とする。</p> <p>2 施行期日 令和7年4月1日</p>	

No 36	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (保健福祉局障害福祉部障害者支援課)								
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの</p> <p>1 条例に引用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定の条項ずれに伴う規定の整備</p> <table border="1" data-bbox="306 775 1241 1064"> <thead> <tr> <th data-bbox="306 775 772 842">現行</th> <th data-bbox="772 775 1241 842">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="306 842 772 913">第5条第13項</td> <td data-bbox="772 842 1241 913">第5条第14項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="306 913 772 987">第5条第14項</td> <td data-bbox="772 913 1241 987">第5条第15項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="306 987 772 1064">第77条第3項</td> <td data-bbox="772 987 1241 1064">第77条第5項</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 施行期日</p> <p>1の上欄及び中欄 規則で定める日</p> <p>1の下欄 公布の日</p>		現行	改正後	第5条第13項	第5条第14項	第5条第14項	第5条第15項	第77条第3項	第77条第5項
現行	改正後								
第5条第13項	第5条第14項								
第5条第14項	第5条第15項								
第77条第3項	第77条第5項								

<p>No 37</p>	<p>北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置、人員及び施設の基準に関する条例の一部改正について (保健福祉局健康医療部地域医療課)</p>
<p>医療法施行規則の一部改正に伴い、病院の従業者の配置基準に管理栄養士を追加するため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 病床数100床以上の病院に配置すべき従事者である「栄養士」を、「栄養士又は管理栄養士」とする。</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>	

<p>No 38</p>	<p>北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例 について (子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課)</p>
<p>児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるもの</p> <p>1 条例の内容</p> <p>(1) 総則(第1条—第20条)</p> <p>(2) 乳児等通園支援事業</p> <p>ア 通則(第21条)</p> <p>イ 一般型乳児等通園支援事業(第22条—第25条)</p> <p>ウ 余裕活用型乳児等通園支援事業(第26条・第27条)</p> <p>(3) 雑則(第28条・第29条)</p> <p>2 施行期日</p> <p>令和7年4月1日</p>	

<p>No 39</p>	<p>北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について (子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課)</p>
<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、乳児院等の職員の配置基準に管理栄養士を追加する等のため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 乳児院及び児童養護施設に配置すべき職員のうち、「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」とする。</p> <p>(2) 保育所における満3歳以上の幼児に対する食事の提供を保育所外で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士」による必要な配慮を、「栄養士又は管理栄養士」による必要な配慮とする。</p> <p>2 北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正</p> <p>家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業所等外で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士」による必要な配慮を、「栄養士又は管理栄養士」による必要な配慮とする。</p> <p>3 施行期日 令和7年4月1日</p>	